

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち
国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の
実施概要について

● 令和6年度との変更点

1. 事業実施主体について

→これまで日本乳業協会及びJミルクが事業実施主体であったが、この両団体に限定せず、複数の生産者団体や乳業者を会員に持つ一般社団法人や、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会などが事業実施主体となることができる。

2. 対象の乳製品にチーズの追加

→脱脂粉乳の在庫低減事業から牛乳乳製品の需要拡大対策として実施する。

しかしながら、現状においても脂肪分と無脂乳固形分のは行性が解消されていないため、引き続き、クリーム、バター等については対象外。

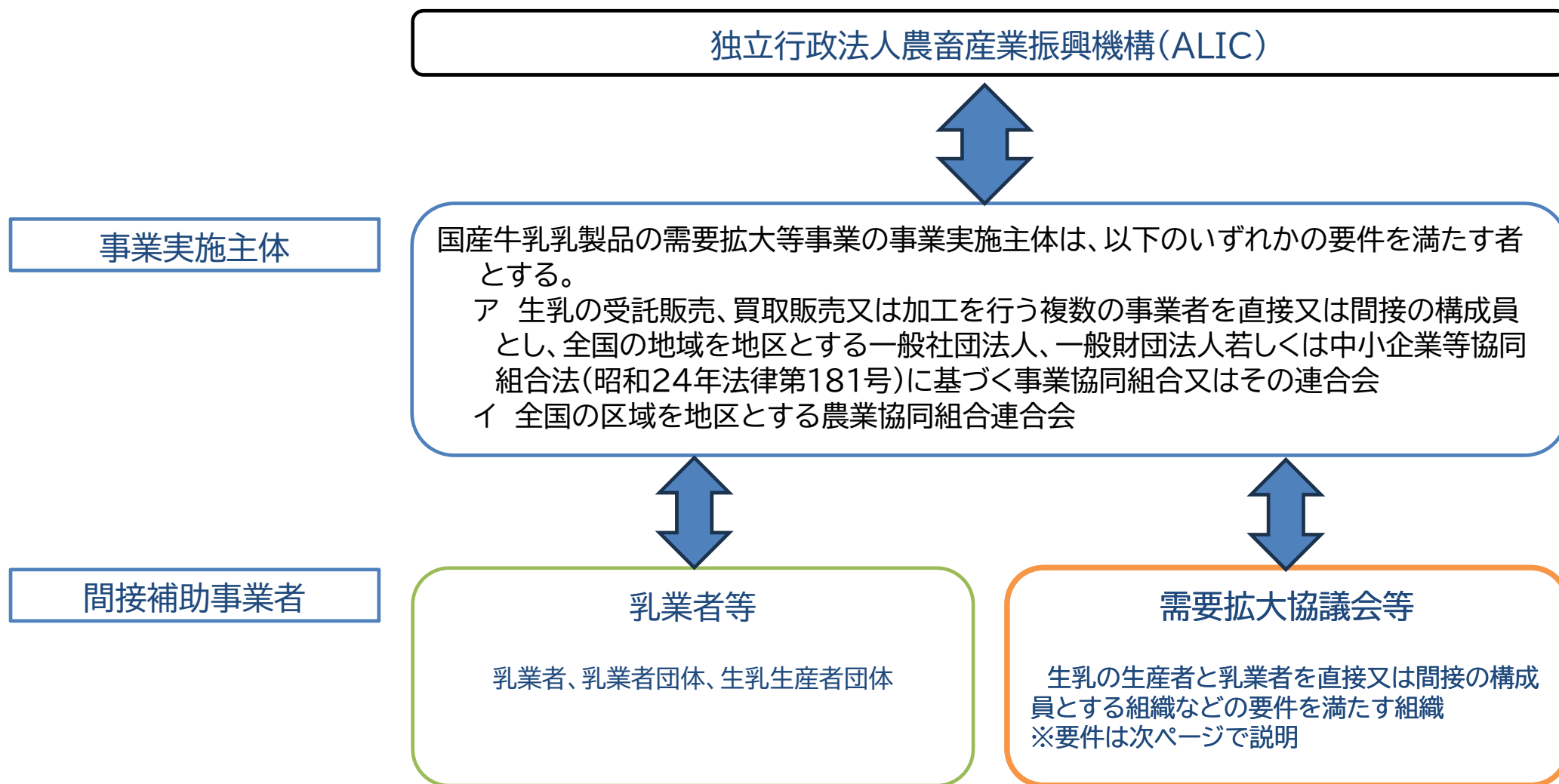
3. 一部の商品については事前着手が可能

→新商品への支援のうち4,5月に発売の商品については、4/1以降に見積もり、契約、発注がされているものについては補助対象とする（契約は4/1以前だが、実施は4/1となるものは対象外）。

なお、新商品開発計画の提出も必要となる。

一方で、6月以降に販売される商品については、原則、販売開始前に交付決定を行う必要。

1.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の事業実施主体及び間接補助事業者



2.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の対象者

メニュー名		対象者	事業実施主体	乳業者等	需要拡大協議会※ または全国団体
1. ECサイト販路開拓及び販売流通形態の変更	1-①ECサイト販路開拓		○	○	×
	1-②販売流通形態の変更		○	○	×
2. 脱脂粉乳等の新たな活用法の開発及び普及等	2-①消費者向け脱脂粉乳等を活用したレシピ開発等		○	○	×
	2-②国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発等		○	○	×
3. 創意工夫による牛乳乳製品の消費拡大			○	×	○
4. 販路拡大等支援対策推進			○	○	○

※需要拡大協議会は、各都道府県の牛乳普及協会を想定

全国団体とは、乳業者団体及び生乳生産者団体のうち全国を区域とする団体

※乳業者は、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳低減に向けた取組に参加

3.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の対象品目

メニュー名		対象者	乳 (※注1)	乳製品 (※注2)	乳等を主要原料とする 食品 (※注3)
1. ECサイト販路開拓及び販売流通形態の変更	1-①ECサイト販路開拓		○	○	○
	1-②販売流通形態の変更		○	○	×
2. 脱脂粉乳等の新たな活用法の開発及び普及等	2-①消費者向け脱脂粉乳等を活用したレシピ開発等		×	△	×
	2-②国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発等		○	○	×
3. 創意工夫による牛乳乳製品の消費拡大			○	○	×

※注1:乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。)第2条に規定する乳(牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳等)

注2:乳等省令第2条に規定する乳製品(アイスクリーム類、全粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料、**チーズ**等)

なお、**クリーム、バターオイル、クリームパウダー及びバターを除く。**

注3:乳等命令第1条に規定する乳及び乳製品を主要原料とする食品も対象。

なお、**クリーム、バターオイル、クリームパウダー及びバターを主原料とするものを除く**

4.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の概要①

1-①ECサイト販路開拓（対象者:乳業者等）

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
ECサイト構築による牛乳乳製品等の販路開拓	牛乳乳製品等に係るECサイトを構築(特設ページの開設等を含む。)する取組を支援	ドメイン登録料 ECサイトモール事業者の登録料 ECサイト構築に係るSE等の依頼費	補助率:定額 1乳業者当たり 1,000千円以内	・ECサイト構築は以下が対象 ①乳業者等自らがECサイトを構築する場合 ②ECサイトを運営する事業者と連携し、牛乳乳製品等のECサイトを構築する場合 ・システムエンジニア41,650円/人日、プログラマー36,900円/人日(税抜)以内
ECサイトを活用した牛乳乳製品等の送料等相当額の支援	牛乳乳製品等のみを取り扱うECサイトで購入した者へ牛乳乳製品等を配送するために必要な送料等(送料、梱包費、冷媒費等)に相当する額の支援	送料等相当額	補助率:定額 対象期間は30日以内 1件当たり2千円以内 1乳業者当たり 7,500千円以内	・購入者が送料等の一部を負担する場合は、購入者が負担した送料等を除いた額が対象 ・プレゼント用梱包(ラッピング、木箱)等、牛乳乳製品等の配送に直接関係のない華やかな梱包費は補助対象外
ECサイトを活用した牛乳乳製品等の増量販売の実施	ECサイトで購入した場合に、牛乳乳製品等の重量、数量等を通常より増量して販売する取組を支援	増量する際に必要な牛乳乳製品の原材料費 (外部調達の場合は調達価格、自ら製造している牛乳乳製品のうち大口需要者価格の公表されているもの大口需要者価格、大口需要者価格の公表されていないものは製造原価)	補助率:定額 対象期間は30日以内 増量前製品中の牛乳乳製品の原材料費の1/2以内	・増量前の製品の容量、重量等を増量した製品を、増量前と同一価格以下で消費者等(消費者以外に業者等を含む)に販売するものが対象

※牛乳乳製品等・・・乳、乳製品及び乳等を主要原料とする食品

4.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の概要②

1-②販売流通形態の変更（対象者：乳業者等）

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
牛乳乳製品の新たな販売形態に適した包装材の開発	牛乳乳製品の新たな販売形態に適した包装材を開発する取組を支援	開発委託費	補助率：定額	・開発途中の製品については、令和7年度に実施した取組が対象 ※取組を実施される場合は事前に事業実施主体へご相談ください。
牛乳乳製品の小売店での販売実証	新たな牛乳乳製品の小売店での販売実証（市場調査、店頭実験販売等）する取組を支援	市場調査費 販売資材費（POP等）	補助率：定額	※取組を実施される場合は事前に事業実施主体へご相談ください。
牛乳乳製品の販路開拓に必要な包装材変更等	牛乳乳製品の販路開拓に必要な包装材変更等（地域PRパッケージ等）の取組を支援	デザイン費 版下費	補助率：定額	・実際の包装に必要な包装材の作成費は補助対象外

※牛乳乳製品・・・乳及び乳製品

4.国産牛乳乳製品の需要拡等大事業の概要③

2-①消費者向け脱脂粉乳等を活用したレシピ開発等（対象者：乳業者等）

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
消費者向け脱脂粉乳等を活用したレシピの作成並びにその普及を図るための広報資材の作成並びに広報及び宣伝活動等の実施	①消費者向け脱脂粉乳を活用したレシピを作成する取組 ②脱脂粉乳活用レシピの普及を図るための広報資材等を作成する取組 ③脱脂粉乳活用レシピの広報及び宣伝活動等(イベント等における脱脂粉乳のサンプル配布を含む。)を支援	レシピ作成(委託)費 広報資材等作成(委託)費 広報・宣伝活動等(委託)費 イベント出展費 イベント参加費 サンプル配布用脱脂粉乳原材料費	補助率：定額 1乳業者等当たり 15,000千円以内	・脱脂粉乳のサンプル配布の対象となる経費は、サンプル配布製品中の脱脂粉乳の原材料費(外部調達の場合は調達価格、自ら製造している場合は大口需要者価格)

4.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の概要④

2-②国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発等（対象者:乳業者等）

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発、製造及び販売ならびに新商品に係る脱脂粉乳等活用支援金の交付	脱脂粉乳等を活用した新商品の開発に係る市場調査費、包材費及びその新商品の販売促進に係る広報資材等の作成並びに広報及び宣伝活動等の実施に要する経費を支援	脱脂粉乳等を使用したレシピ作成費(市場調査費を含む)、新商品の開発、製造及び販売に係る包材費、新商品開発に必要な広報資材等作成費、広報・宣伝活動費、イベント出展費、サンプル配布費	定額 ただし、包材費は1/2以内とする。 また、新商品の広報及び宣伝活動等に係る支援期間は30日以内	・1商品あたり100,000千円を上限として、販売促進経費及び包材費等については、1商品あたり30,000千円を上限とします。 ・新商品開発計画の作成が必要(計画において、国産脱脂粉乳の消費量の増加または、生産量の減少などを設定する) ・新商品については、令和7年度に販売するものが対象 ・フレーバー違いの商品は1つの新商品としてカウントする(1商品当たりの上限100,000千円の範囲内でフレーバー違いをまとめて申請)。
	開発、製造及び販売された新商品に係る脱脂粉乳等活用支援金を交付	新商品に含まれる無脂乳固形分への活用支援金	200円以内/新商品中の無脂乳固形分相当量1kg当たり	

4.国産牛乳乳製品の需要拡大等事業の概要⑤

3.創意工夫による牛乳乳製品の消費拡大（対象者：需要拡大協議会等）

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
広報資材等の作成並びに広報及び宣伝活動等の実施	①牛乳乳製品の消費拡大を図るための広報資材等を作成する取組を支援 ②広報及び宣伝活動等（イベント等への出展、イベント等における牛乳乳製品のサンプル配布等）を実施する取組を支援	広報資材等作成（委託）費 広報・宣伝活動等（委託）費 イベント出展費 イベント参加費 サンプル配布用牛乳乳製品原材料費	補助率：1/2以内 （全国団体は定額） 1販路拡大協議会当たり 10,000千円を上限	・サンプル配布の対象となる経費は、牛乳乳製品の原材料費（外部調達の場合は調達価格、自ら製造している製品のうち大口需要者価格のある製品は大口需要者価格、大口需要者価格の公表のない製品は製造原価）
牛乳乳製品を使用した新商品開発	牛乳乳製品を使用した新商品を開発する取組を支援	新商品開発委託費 市場調査費 販売実証費	補助率：1/2以内	
その他牛乳乳製品の消費拡大に資する取組	その他の牛乳乳製品の消費拡大する取組を支援	事業実施主体が設置した委員会で認めた経費	補助率：1/2以内	

※概要①～④のほか、事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を対象とするメニューがございます